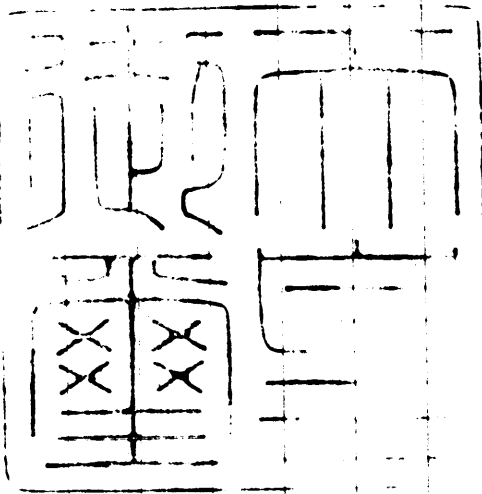


大正五年五月四日大詔

徳大

朕は、東京都官制の一部を改正する等の勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

裕仁



内閣

昭和二十一年十一月十六日
 内閣總理大臣 吉田 茂
 内務大臣 大村 清一

勅令第五百十六號

第一條 東京都官制の一部を次のやうに改正する。

第一條ノ二中「専任二百九十八人以内」を「専任三百人以内」に、「専任四百九十五人以内」を「専任四百九十六人以内」に、「専任四千五十二人以内」を「専任四千六十一人以内」に改める。

第二條 警視廳官制の一部を次のやうに改正する。

第十九條第二項及び第二十一條第二項中「衛生及名集」を「及衛生」に改める。

第二十四條中「衛生及名集」を「及衛生」に改め、「(區市ノ區)ニ於ケル召集ニ關スル事務ヲ除ク」を削る。

第二十五條 削除

第三條 北海道廳官制の一部を次のやうに改正する。

第一條ノ二中「専任三十二人以内」を「専任四十八人以内」に、「専任百二十四人以内」を「専任百三十人以内」に、「専任八

百五人以内」を「専任八百五十九人以内」に改める。

第十條中「七部」を「九部」に、「教育民生部」を「**教育衛生部**」に改める。

第十二條第二項を次のやうに改める。

教育部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 教育學藝ニ關スル事項

二 宗教ニ關スル事項

三 史蹟名勝天然紀念物ニ關スル事項

衛生部ニ於テハ保健衛生ニ關スル事務ヲ掌ル

民生部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 社會事業其ノ他國民生活ノ保護指導ニ關スル事項

二 勤勞ニ關スル事項

三 社會保險ニ關スル事項

第十二條ノ二中「教育民生部」を「民生部」に改める。

第十三條第二項中「土木部」を「衛生部、土木部」に改める。

第二十四條ノ二中「地方公務官」の下に「又ハ地方技官」を加へる。

第四條 地方官官制の一部を次のやうに改正する。

第二條中「専任千四百四十人以内」を「専任千三百五十人以内」に、「専任四千五百七十三人以内」を「専任二千七百九十六人以内」に、「専任二萬八千七十九人以内」を「専任二萬九千三百二十二人以内」に改める。

第三條中「知事及」を削る。

第十二條第一項中「三部」を「四部」に、「内務部」を「**内務**

部

民生部」に、同條第二項中「教育民生部又ハ」を「**教育民生部**」に改める。

第十四條但書を次のやうに改める。

但シ土木部ヲ置ク府縣ノ内務部ニ於テハ第一號乃至第九號及第十七號ノ事務ヲ掌ル

同條中第十號乃至第十六號を削り、第十七號を第十號とし、以下順次に七號づつ繰り上げる。

第十四條ノ二を第十四條ノ一とする。

第十四條ノ二 教育民生部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル但シ衛生部ヲ置ク府縣ノ教育民生部ニ於テハ第一號乃至第三號及第五號乃至第七號ノ事務ヲ掌ル

- 一 教育學藝ニ關スル事項
- 二 宗教ニ關スル事項
- 三 史蹟名勝天然紀念物ニ關スル事項
- 四 保健衛生ニ關スル事項
- 五 社會事業其ノ他國民生活ノ保護指導ニ關スル事項

六 勸勞ニ關スル事項

七 社會保險ニ關スル事項

第十六條 教育部ニ於テハ第十四ノ二第一號乃至第三號ノ事務ヲ掌ル

民生部ニ於テハ第十四條ノ二第四號乃至第七號ノ事務ヲ掌ル但シ衛生部ヲ置ク府縣ノ民生部ニ於テハ第十四條ノ二第五號乃至第七號ノ事務ヲ掌ル

衛生部ニ於テハ保健衛生ニ關スル事務ヲ掌ル

土木部ニ於テハ第十四條第十號乃至第十六號ノ事務ヲ掌ル

第十七條中「第十四條ノ二」を「第十四條ノ三」に改める。

第十八條第二項中「土木部」を「衛生部又ハ土木部」に改める。

第二十四條第一項中「地方事務官」の下に「又ハ地方技官」を加へる。

第二十五條第二項及び第二十六條第二項中「衛生及召集」を

「及衛生」に改める。

第三十六條第二項中「、衛生及召集」を「及衛生」に改め、「
（市ニ於ケル召集ニ關スル事務ヲ司ク）」を削る。

第三十七條 削除

第五條 都廳府縣等臨時職員等設置制の一部を次のやうに改正する。

第一條中「専任四十四人」を「専任五十三人」に、「専任十四
人 二級」を「専任十九人 二級内一人ヲ一級ト」に、「専任六

百一人」を「専任六百二十人」に改める。

第一條ノ三中「専任四十四人」を「専任五十六人」に、「専任
百四十人」を「専任百四十五人」に、「専任二千百九十人」を「
専任二千二百十八人」に改める。

第一條ノ四第一項中「専任七百十四人」を「専任千七十五人」
に、「専任二百三十六人」を「専任三百九十三人」に、「専任五

千八百四十七人」を「専任六千二百三十一人」に改める。

第一條ノ七中「地方事務官」の下に「又ハ地方技官」を加へる。
第五條第四項を削る。

第六條 臨時北海道廳ニ農地部ヲ置ク

左ノ事務ハ北海道廳官制第十二條第五項ノ規定ニ拘ラズ農地部
ニ於テ之ヲ掌ル

一 農地關係ノ調整ニ關スル事項

二 既設地ニ於ケル自作農創設特別措置ニ關スル事項

第七條 北海道廳開拓部ニ於テハ北海道廳官制第十二條第六項ノ
事務ノ外臨時ニ未設地ニ於ケル自作農創設特別措置ニ關スル事
務ヲ掌ル

第八條 臨時府縣ニ農地部ヲ置ク

左ノ事務ハ地方官官制第十四條ノ三ノ規定ニ拘ラズ農地部ニ於
テ之ヲ掌ル

- 一 農地關係ノ調整ニ關スル事項
 - 二 自作農創設特別措置ニ關スル事項
 - 三 開拓ニ關スル事項
 - 四 耕地ノ災害復舊ニ關スル事項
- 第九條 農地部ノ部長ハ北海道廳官制第十三條第一項及地方官官制第十八條第一項ノ規定ニ拘ラスニ級ノ地方技官ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。